

近畿学校保健学会役員選出規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、近畿学校保健学会会則第14 条の規程に基づき、近畿学校保健学会役員選出に関する事項を定める。

(評議員の選出)

第 2 条 評議員の選出等については、次の方法による。

1. 府県ごとに、会員の選挙によって当該府県の会員から選出する。
2. 選挙権の有資格者は、当該年度の会費を納入した者とする。
3. 被選挙権の有資格者は、当該年度を含む直近 3 年間の会費を納入した者とする。
4. 各府県の評議員の定数は、被選挙権の有資格者数の 2 分の 1 (端数切り捨て) とする。
5. 評議員には、若干名の幹事会の推薦者を加えることができる。

(幹事の選出)

第 3 条 幹事の選出等については、次の方法による。

1. 府県ごとに、会員の選挙によって選出された評議員の得票順に幹事を選出する。
2. 各府県の幹事の定数は、被選挙権の有資格者数の 6 分の 1 (端数切り捨て) とする。
3. 前項にかかわらず、各府県の幹事の定数は最少 3 とする。

(選挙管理委員会)

第 4 条 幹事と評議員の選出に当たっては、選挙管理委員会 (以下「委員会」という) を置く。

1. 委員会は、選挙前の適当な時期に府県ごとの幹事の互選によって選出された各 1 人(計 6 人)で、構成する。
2. 委員長は、委員会において選出する。
3. 委員会は、4 人以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
4. 委員会に関する庶務は、学会事務局において処理する。

(投票)

第 5 条 選挙は府県別定数の連記による無記名投票とし、投票は郵送もしくは電子投票で行う。

1. 同数得票の場合は、委員会において抽選によって決定する。
2. 当選人が辞退した時は、次点の者から順次繰り上げるものとする。

(幹事長および常任幹事)

第 6 条 幹事長および常任幹事の選出については、次の方法による。

1. 幹事長は、幹事の互選により選出し、評議員会の議を経て、総会において承認を得なければならない。
2. 常任幹事は、幹事長が推薦し、幹事会の議を経て、評議員会、総会において承認を得なければならない。
3. 幹事長選出地区においては、選挙結果に基づいて、幹事を1 名を繰り上げ当選することができる。

(監事)

第 7 条 監事は、幹事長が幹事以外の会員のうちから推薦し、幹事会において承認を得なければならない。

附 則

1. 本学会役員に任期中の府県異動があった場合には、当該役員は、任期満了まで暫定的に選出府県にかかわらずに役員としてとどまる。
役員の転出した当該府県は、補充役員を選出することができる。この場合、補充役員の任期は、転出役員の残りの任期とする。なお、補充役員の選出方法については、当該府県の役員に一任する。
2. 本学会役員の任期中の事故等に関しては、前項を準用する。
3. この規程は、令和 4 年 6 月 18 日から施行する。

平成 24 年 6 月 23 日改正 平成 26 年 7 月 5 日改正 令和 4 年 6 月 18 日改正